

## 第七回 国会 大蔵委員会議録 第二十一号

(三六五)

昭和二十五年三月十日(金曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 川野 芳輔君

理事 北澤 直吉君 理事 小山 長規君

理事 前尾繁三郎君 理事 川島 金次君

理事 早稲田柳右エ門君

理事 沢田 友明君

副官 賢治君 理事 内藤 友明君

副官 漢三郎君 奥村又十郎君

佐久間 啓君 田中 啓一君

塚田十一郎君 西村 直巳君

三宅 則義君 田中 繩之進君

宮腰 喜助君 竹村 奈良一君

出席政府委員

大蔵事務官 平田敬一郎君

大蔵事務官 (主税局長) 伊原 隆君

(理財局長) 吉田 信邦君

財局經濟課長 高橋 衡君

専門員 黑田 久太君

専門員 稲木 文也君

三月九日

協同組合に対する課税免除若しくは

軽減に関する請願(田中啓一君紹介)

(第一二四五号)

たばこと民営反対に関する請願(鈴木

正文君紹介)(第一二六五号)

同(山本利喜君紹介)(第一二九二号)

帝國航空機工業株式会社の登録

国債に関する請願(吉武惠市君紹介)

(第二二九八号)

山中漆器に対する物品税軽減に関する

る請願(坂田英一君紹介)(第一二三

一号)

中小業者に対する課税軽減に関する

請願(風早八十二君紹介)(第一二三

四号)

課税軽減に関する請願外一件(春日

正一君紹介)(第一二三三一號)

船岡町所在元第一海軍火薬しょう

敷地並びに意造物拂下げ准進の請願

(庄司一郎君紹介)(第一二三五二號)

アルバムに対する物品税减免の請願

(三宅則義君紹介)(第一二三五五號)

の審査を本委員会に付託された。

同日 所得税審査委員会設置の陳情書(愛媛県議長立川朋)(第五五六号)

未復員者給與法中改正の陳情書(新潟県柏崎市國立新潟療養所安藤勝道

外一名)(第六〇〇号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

有価証券移転税法を廃止する法律案(内閣提出第四八号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

富裕税法案(内閣提出第五三号)

通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

資産再評価法案(内閣提出第八三号)

相続税法の改正に伴う関係法令の整

定

第一類第六号 大蔵委員会議録第二十号 昭和二十五年三月十日

理に関する法律案(内閣提出第八五号)

○平田政府委員

九税法案を一括議題といたしましたが、前会に引き続き審議を継続いたしました。

○前尾委員 昨日は私は十條の四で主

税局長にいろいろお聞きしておつたの

ですが、どうも途中で話が中途になりま

ましたので、依然として十條の四につ

いてもう少しお聞きしたいと思いま

す。昨日お尋ねしたのは、年の中途で

評価の方法をかえることができないか

どうかということでありましたが、私は

結局年のかわりました際に、そこで当

然利益の食い違いができる。その食い

違いをどういうふうにして解決される

かということによって、場合によつて

は何ら脱税の意思がないといなら、

年の中途におきましても認めていいの

ではないかという気がするのが一つ、

それから先にお答えがあつたかどうか

はつきりしないのでありまするが、前年

十二月三十一日までに申請書を出さな

ければならぬとあるが、最後の「第四項

の申請書の提出があつた場合において、その年の十二月三十一日までに」

という「その年の十二月三十一日」は、

第四項の場合の「前年十二月三十一日ま

でに」というのと同じ日だと思うので

ありますするが、いかにも法文の体裁と

○平田政府委員 この規定は、たなおろしの計算上損益が出て来る。それをいつ調整するかという問題であろうと思います。それは政令で選ぶかという規定であります。従いまして毎年々やはり一年ごとにその方法を選んでいただけたと思うのですが、結果におきまして変更します。前尾繁三郎君

あります。年の中途におきまして変更するということは、税法上の計算上どうもいかがかと思いまして、毎年たとえば二十六年の分でありますれば、二十六年の中途になります。その翌年になりまして変更するということは、税法上の計算上どうもいかがかと思いまして、毎年たとえば二十六年の分でありますから、

もいかがかと思いまして、毎年たとえ

ります。その翌年になります。従いまして十二月三十一日までに前年の変更を申し出るわけ

あります。その翌年になりますして変更の効果を生ずるわけでありますから、

その変更の効果を生じた年における損益の計算を調整することになるわけ

あります。その翌年になりますして変更の計算を調整することになるわけ

昭和二十五年三月十日(金曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 川野 芳輔君

理事 北澤 直吉君 理事 小山 長規君

理事 前尾繁三郎君 理事 川島 金次君

理事 早稲田柳右エ門君

理事 沢田 友明君

副官 賢治君 理事 内藤 友明君

副官 漢三郎君 奥村又十郎君

佐久間 啓君 田中 啓一君

塚田十一郎君 西村 直巳君

三宅 則義君 田中 繩之進君

宮腰 喜助君 竹村 奈良一君

出席政府委員

大蔵事務官 平田敬一郎君

大蔵事務官 (主税局長) 伊原 隆君

(理財局長) 吉田 信邦君

財局經濟課長 高橋 衡君

専門員 黒田 久太君

専門員 稲木 文也君

三月九日

協同組合に対する課税免除若しくは

軽減に関する請願(田中啓一君紹介)

(第一二四五号)

たばこと民営反対に関する請願(鈴木

正文君紹介)(第一二六五号)

同(山本利喜君紹介)(第一二九二号)

帝國航空機工業株式会社の登録

国債に関する請願(吉武惠市君紹介)

(第二二九八号)

山中漆器に対する物品税軽減に関する

法律案

相続税法の改正に伴う関係法令の整

定

第一類第六号 大蔵委員会議録第二十号 昭和二十五年三月十日

もちろん政府におきましてはそれを調べまして、場合によりまして承認または却下の処分ができない、そこまで手続きが進まない場合があるだろうと思います。そういう場合におきましては当然政府は申請が有効なものとみなすということにしておられるわけであります。それによりまして納税者の利益は一向侵されないことになりますし、またその程度の事務の処理の仕方で、この事務の方法につきましてはよろしいのではないか、こういう考え方でかような規定を設けているわけであります。

次に損失の問題であります。お話を譲渡所得を計算する場合に、譲渡損失が出た場合のその損失の計算方法でありますと申しますが、これにつきましては御指摘のように、シャウブ勧告に若干修正を加えているのであります。と申しますのはシャウブ勧告では再評価額までに売れなかつた場合におきましては、再評価額と実際売つた額との差額は一種のこれは損失になる。従つてその差額は普通の損失と同じように他の所得から控除したらどうか、こういふことになつてるのでござりますが、この辺まで行きますのは、実はイソフレによる資産の調整という意味において、行き過ぎになりはしないかといふことを考えたのであります。と申しますのは預金者あるいは債権者等は、インフレーションによりまして相当損失を受けているのですですが、これらの問題に対しまして別に何らの補償も行なうことができないのでござい

○川島委員 少しくこまかくなるおそれがあるのですが、ちょっと納得の行かない点がまだありますので、この機会にお尋ねをしておきたいと思います。まず第一に、きのう委員会で奥村君から申告主義についての欠陥を指摘されたのでありますが、一方青色申告にもそういう点がありそうな気が私はいたします。青色申告は言うまでもなく、帳簿書類の調査の上でなければ更正はできないという原則であり、建前であるわけであります。しかもその附則においては、何か青色申告を提出いたしましたが、なおかつ更正ができるという一面が隠されているわけであります。その青色申告の書類を見ただけで、税務官がこの附則では、かつてに何か更正ができるようならふうに取扱いやすいことになりますのではないかと思うのですが、青色申告を提出してもしかも更正するといふ場合には、どうやら根拠をもつてやるのか。その基準を明らかにしておかないと、せつかく青色申告を奨励し、納税者は青色申告を大いにやるようになりますとも、結局こういうものがあるから結論は同じだというような

○川島委員

○平田政府委員 喬

税法通りに合つてゐるかどうか、これ調べまして、誤りがあるという場合には、これはもちろん更正決定ができるのであります。従いまして普通の場合と違います点は、この帳簿書類を調べた上でなければ更正決定ができないといふところが違つわけでありまして、常に青色申告書は、そのまま認められるというわけのものではないのです。それから更正決定をいたします。際は、必ずどういう理由でその青色申告書を認めることができなかつたか、その理由を決定通知とともに、必ず記しなければならないことにいたしております。

○川島委員 そのことは実はわかつておるのでですが、申告書を見ただけでも、帳簿書類の調査をしなくて更正できるものでできる場合がある。その基準でござります。

○平田政府委員 帳簿書類を見ない場合におきましても、たとえば申告書中に所得金額の一定の申告があるとします。それからいろいろな控除なり率を適用しまして、税額を納税者がずから算定して来るわけでありますところがその算定のプロセスにおいて間違いがある、こうじう場合にきまつては、これは当然正しい計算に直しまして更正決定をする。しかしろうかと思います。これは本人が申しました総所得金額に基きまして、その後における税額の計算方法がある。納税者のする過失等によりまして、あるいは法律を十分に知らなかつたことによるという場合におきましては、ただ対して更正決定ができません。

○平田政商株式会社

て、いるかどうか、これ  
は、この帳簿書類を調べ  
れば、更正決定ができない  
ものではないのであります。  
告書は、そのまま認め  
が違うわけでありまして  
、いう理由でその黄色の書類  
とができなかつたか、必ずし  
も通知とともに、必ずし  
もならないことにいたして  
ます。

○川島

われくは存じております。の二の但書にその旨の規定をおります。貞員 そうすると、くどいようを抑して聞きますが、その青の書類の上に記載されており額、あるいはその算定の税額的なあやまちがあつた場合のて、その帳簿を調査しなくて場合があるというのであつが場合によつて出先の税務官市されて来ると、納稅義務者は迷惑をする結果になるものでくどいようですが、それを念じおくわけです。

せつからくやみで仕入れた一万数千円を貰つて来て間もなく竊盜にあうというようなことは、非常にひんびんとしてあるわけです。そういう場合に勤労者のが非常のペースは非常に低い。しかもやみで仕入れたその財産は非常に高い。その自転車一台とられても、すぐに所得の十分の一以上にもなるという場合が非常に多からうと思う。そういう場合に、一体政府はこの特別控除を公定価格で損失を認めるのか、実際にその納税者が取得いたしました価格において認められるのか、その点はどういうふうになりますか。

職所得等につきましては、何らか別途の措置を講ずる必要があると思うのであります。あるいは、その点の見解はいかがですか。

○平田政府委員 退職所得につきましては、今回一割五分の控除を認めるにいたしましたのであります。シャウプ勧告によりますると、同じ所得であるから全額課税すべきだということになりますが、これはやはり給與所得の性質——もちろん給與所得の延長でありますと、給與所得と性質において同じ性質を持つておるものと考えられますので、一割五分の控除を特に認めることいたしたのであります。そうしましてあるときには退職所得が多くなる。そのため累進税率等の負担によつて負担が不公平になる、こういふことは変動所得の平均課税を行うことによって、負担を緩和することにいたしております。さらに退職所得につきましては、額が二十万円以下の場合におきましては一年限りの平均課税をいたすのであります。爾後の徵税をいたさないのであります。その結果私は、負担が實際上減る場合が相当多いのではないか、かよううに考えております。今回は所得稅法で、所得につきましては給與所得でも譲渡所得でも、すべて全額総合して課税する建前をとりました関係上、退職所得につきましてその程度の取扱いをいたしますことは、適当であろうと考へておる次第であります。

○川島委員 そうすると退職所得を受けました月を基準として、その後において一年間に平均してそれを課税するということになるのですか。

○平田政府委員 源泉では、一応その額とを引合せまして、退職所得に対する源泉課税をいたしておるわけであります。翌年の確定申告におきましてその精算をやるわけでござりますが、その際におきまして、変動所得の平均課税を行ふことになるのであります。変動所得の平均課税を行う場合にはおきましては、従いまして他の所得も全部まとめて確定申告で正しい税額を算定しまして、それによつて平均課税を行つて行くことになるのであります。

○川島委員 さらにたいへんこまかくして恐縮ですが、最近われ／＼の方面でも問題になつておるのでですが、競輪の選手の所得が事業所得ということになつて、出先税務署と競輪選手との間あるいは自転車振興会の間においていろいろ論議されておる。われ／＼の見るところによりますれば、競馬の騎手たして事業所得であるかどうか。むしろ客観的に見ればこれは純粹な勤怠所得にもひとしいものではないか、こうわれ／＼は考えておるのであります。しかるに出先の税務署においては、それ／＼これは勤怠所得ではなくして、事業所得だということにして計算をして論議されておるのであります。が、政府といつましても、これらの所得者に對して、どういう決定的な考え方を持つておるのか。この機会に聞かしてもらいたいと思ひます。

○平田政府委員 今お話をのような種類の人の所得になりますと、どうもはたして勤怠所得でありますか、事業所得でありますか、なか／＼実際上判定の困難な場合があるのでありますか、勤かしてもらいたいと思ひます。

労所得と申しますのは、国会議員さんの歳費の場合は、これは雇用契約に基くといふわけに行かぬと思いますが、普通一般的の場合は原則として雇用契約を結びまして、雇い主から給料・賃金等の形で支拂われる。雇用という契約に基く一種の対価になる所得、これを原則として給與所得という概念にいたしておるのであります。これに反しまして、雇い主から雇用契約に基きまして受けける給與、という性質を持たないで、自己の力量、技術等に基きまして一定の仕事をいたしまして、それに基きます。仕事のときでも、隨時に適当な歩合等によりまして收入があるというような場合におきましては、一応事業所得に該当する場合が多いのではないかうかと思います。映画の俳優あるいはお嬢さんなど、いろいろなものにつきましても、同様な問題があるわけでございまして、その区分をきめることにいたしておるのであります。そういう点から由来しますと、私は競輪の選手の問題につきまして具体的に調べておりませんが、得税法の区分では事業所得の方に該当なので、的確なことは申し上げかねますが、どちらかと申しますと、やはりあるので、中には四〇%を全額所得の中から必要経費として差引いたり、あるいは場所によつては、六〇%を要なる経費という問題でいろいろ論議になつておるのであります。

を控除してその残りに課税をするといふようなことで、その土地々々によつて非常に区々であります。そこに私は問題があらうかと思います。言うまでもなく、騎手にいたしましても、競輪選手にいたしましても、馬を持つておるわけではない、また自転車を持つておらないのが大体原則であります。そういう者の必要経費を差引く場合に、必要な経費はもちろんあるのであります。が、税務署によつて区々であるといふのが現実の問題です。こういうことに対して政府としては、もしどうしても事業所得として認めて行くならば行くように、その必要経費についてはある一定の標準をつくつて、全国的に大体不均等のないよだんな形に向けて行く必要があらうかと思うのですが、その点の見解はいかがですか。



しましては、売上金額とか、資本金額、利益金額あるいは附加価値額といつたようないろいろ／＼な基準がございまするが、それを目下各種の企業につきまして資料を集めて検討中であります。なるべくるべき基準を明らかにいたしたいと思います。ただ実際問題といたしましては、最近は一時よりもやや交際費等で多額を出すという傾向が少くなつたようございまして、あまり交際費の否認でありますることはいかがかと考えますので、常識上妥当と認められる方法によりまして解決いたしたいと考えております。具体的な基準だけで一律に参ります場合もありますかと思いますが、ある程度これは伸縮性のある基準にいたしまして、やはり実事認定の問題を残しておこうという必要があるかと思つておるのであります。なおその辺は会計学者等の意見も聞きまして、日下今申し上げましたような方向で、最後の具体案をつくるべく努力いたしております。次第であります。

わけであります。その中でもやはり一定の前途があつた方が法人としても非常に扱いがよいし、税務署との都度紛議を起さずして済むのではないかというわけでありまして、今局長の話によりますと、まだ大体認定で行くというお話をあります。局長自身の考えいたしましては、この際どの程度が適当でないかというような腹案でありますましたら、示しておいていただきたいと思います。

料、こういった問題についても、いろいろな紛議を起す場合が、税務署との間にあるわけです。私ども多少の事業をやつておりますと、こういう問題についてはたまく税務署と意見の相違を来す場合がある。たとえば旅費は実費といたしましても、宿泊料の問題などはこのごろ若干低目になりますけれども、まだなかなか相当の費用を實際は必要とする。こういう問題について、實際必要で支出したのであるけれども、税務署はそれをなかなか認めないと、いう場合は往々あります。困る場合があるわけです。これはおそらく各法人とも全國的にそういう問題が起つておるのでないかと思うのです。この際じつは宿泊料のこととき問題について、政府は實際に世の中からられております宿泊料についてほんとうの実費を認めるのか。要するに政府が定めた簡単な公平宿泊料、こういうもののだけを認めて、ほかは認めぬか。というような考え方で行くのですか。でき得ればやはり実費の宿泊料を認めることが實際的だと私は思うのですが、その点はどういう考え方を持つておりますか。

ろうかと考えます。そういう場合はやをやもするとかさむ場合が出て来ると思いますが、そういう場合につきましては、これは事実認定の問題でございまして、これを法律なり政令等で規定するといふことはなか／＼困難のようでございまさず。その性質をよく調べまして、妥当な判断を下すほかないのではなかろいか、かように考えておる次第でござります。

泊料としては高いじやないか、多過ぎるじやないかということと問題が起つたのですが、そういう場合は実際にかかつたものは、実費としてこれをすなはにやはり認めて行くという方針でなければ実際的ではない、かようにも思ひますので、こういう場合につきましては、できるだけその実情をなおに認めるという方針で行く方がいいのではないか。悪意を持つてする人は別ですが、正直なことまでこれは悪意だ、もう一方的に解釈をして取扱いをすることが多々あります。これがまさに好ましくなくて行く方がいいのではないか、こう申しますので、そういうふたことについての適当な指導をこの機会にお願いしておきたいと思います。

それから次にお伺いいたしますが、富裕税の関係であります。これは五百万以上の資産に対する補元でありますのが、すでにどなたから聞かれたとすればまたことに恐縮ですが、五百萬、二千万、二千万、五千万という段階をつけております。現在日本の国内でこれに該当する人員、資産等の調査がなされてしまりだと思うのですが、それがありましたならば、この機会にお示しを願いたいと思うのです。

○平田政府委員 川島委員のお話になりました前段の問題につきましては、要するに現実にそういう費用を要していただかどうか、その事実を明らかにすること、それから目的が先ほど申し上げましたように、会社なり事業の目的であるかどうか。その点をつきりいたしますれば、これは当然契約書のと考えます。ただ非常に用

例に属します場合には、税務官署を納得せしめるだけの適当な証拠なり資料を提供していただく必要がありますことは、実際上やむを得ないかと考える所であります。ただ同族会社等の場合におきましては、特にその点をやかましく言う場合があろうかと思ひます。それから富裕税につきましては、たしかお手元に予算の説明といたしましてお配りいたしておる六表にござります。全体の見込みを四万五千百十人を見ておりますが、そのうち五千万円以上が四百十人、二千万円から五千万円までが二千二百四十人、一千万円から二千万円までが八千二百八十人、五百万円から一千万円までが三万四千百八十人、大体税務署等の調査に基きまして、その後の状況を加味いたしましてかよう見積りを立てておる次第であります。

○川島委員 それらの富裕者に対する課税の場合には、一種の非課税目標があります。これは家具、什器、衣類その他の動産ということで漠然としておりますが、同じ家具、什器、衣類にいたしましても、われくの常識から見て、家具ではあつても非常に高価なる家具もあるうし、あるいは什器もあらうと思います。そういうふものに対する考え方を持つております家具、什器、衣類は庶民層の持つております家具、什器、衣類類とは違つたものが相当ある場合があると思います。そういうものに対応して、これはあらかじめ非課税ときめるということはどういうことであるか、ちよつと私は疑問があるのでございます。「その他の動産」というのはどういうことをいいますか、それをひとつ明らかにしてもらいたい。

○平田政府委員 ここに「生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の動産」といたしておりますが、「生活に通常必要な家具等に住んでおる人の場合におきましては、その家屋に通常必要な家具等は、当然非課税にするのが最も適當なものと考えまして、さうようにいたしたいと思います。「その他」といたしましては、大体これに類する娛樂の用具等も若干あるかとも思います。運動具というような家具、什器、衣服と必ずしも言えない種類のものでこれらに大休假過つたもの、そういうものはなるべく大蔵省で列挙いたしまして、明らかにいたしたいと考えておる次第であります。

○川島委員 通常その生活に必要なという事柄はわかるのですが、富裕階級の中でも家具といつてもいろいろありますよう。たとえば金屏風も生活に必要な家具だといえばそれまでのことです。そういつた事柄で富裕の資産の認定をいたします場合に、非常にめんどうが起らうと思うのです。さだめし第一線の税務官もこの認定にはなかなか問題が起つて来て、困難を感じるような場合があると想うのです。たとえば床の間にある置物、置物でも非常に高級なものになるとたいへんな価格になる場合がある。一つの掛軸にしても相当な価格がするが、中には国宝的なものを持つておるものもありましよう。そういう事柄が起つたときにどういう見解でそれを非課税とするか、課税対象とするかということはきわめてむず

○平田政府委員 まことに二もつとも  
なお尋ねでありますて、たとえば書画  
骨董等は原則としてこれは課税する見  
込みであります。しかし床の間の置  
物とか、あるいは相当な家屋に住んで  
おる人が若干の掛軸等があるのは、こ  
れは通常必要なものと考えるのであり  
ます。その他いろいろなるべく大蔵省  
令あるいはそれに基きます国税庁の訓  
令等によりまして、できるだけ具体的  
に指示いたしたいと考えます。ただあ  
まり一律に行きますと結局におきまし  
てまた実情に即しないということにな  
りますので、そのへんのところにつき  
ましては従来の財産税の際における経  
験等を十分考慮いたしまして、妥当を  
期するよういたしたいと考えるので  
あります。

○川島委員 さらに再評価の点でちょ  
うとわからぬところがあります。これ  
もどなたか聞かれたとすれば恐縮なん  
ですが、再評価する場合に卸売物価指  
数、小売物価指数、土地評価指数とい  
うことになると思いますが、その卸売物  
価指数や小売物価指数や土地評価指数  
というものは、土地の方は別であります  
が、卸、小売の物価指数を当てはめ  
ますところの対象物件というものは両  
方当てはめるのか。それとも対象別に  
区別いたしまして、卸売物価指数ある  
いは小売物価指数ということにもなる  
かと思うのであります。どういうこ  
とになりますか。

して物件によって違つた場合があります。大体減価償却算定のとき、いわゆるリプレースといつたものにつきましては、卸売価格を採用することにいたしております。それから家屋等につきましては、前回の財産税のときのバランス等を考えまして、これも原則といたしまして卸売価格によるものといつておられます。その他株式等の譲渡所得の計算にもつぱら問題になりますが、そのときのバランス等を考え方として、一般的の購買力指数という意味におきましてお話を通りそれへ連つたものを適用することにいたし、公正を期するということにいたしております。

○川島委員 できれば明瞭なものを書いておられたものでもよろしいのですが、お書きください。

○川島委員 それに指數は出ておりますか。

○平田政府委員 指數はそれへ法律のうしろについてあります。それについてごらんを願います。

○川島委員 それから再評価の場合に、これは一律でなく任意にやるのでありますから、それまでだといえどそれでおしまいであります。中小企業の関係の再評価については何か別な措置で適当なる援助といいますか、処置を講ずる必要があるじないかと思うのであります。なるほど資産再評価は減価償却が容易になり、その資産を堅固にする意味でまことにいいと思うのですけれども、往々にして現在

評価をするとき、相当な企業に対しても同じような一律の課税をする。その中の別途延納の定めもありますから、よろしいといえばそれもそれまであります。現在の中、中小企業の実態に即して何か再評価に対する、評価益に対する課税に對して、一定の免稅点といいますか、控除額といふものを定めて、できるだけ中小企業を助けて行くというような考え方のものかどうか。その点について見解を示してもらいたいと思います。

納めるのであります。再評価税を納める額は従つて超過所得税が軽くなつただけ、再評価税をかりに納めるにいたしましても略くなるわけでありまして、負担は相当ふえるということにもなりませんし、再評価をしたことに基礎をもつて、法人税がかかるべき部分に対するこの再評価法に基きまして再評価をされた方がやはり得でありますし、またそれは大体において可能ではなかろうか、かように考えておる次第であります。

○川島委員 それに対する意見があるのですが、省略いたします。

さらにお伺いしますのは、これもどなたか聞かれたのじやないかと思いますが、私うかつで存じませんので伺うのですが、再評価に関する審議会、調査会といふものができるわけです。この審議会、調査会の構成等についてまだ私詳しく知つておりませんが、どういう構成になるのでありますか。

○平田政府委員 この審議会は大体中央に設置しまして、この分については何と申しますか、方針、基準等を定めるのがその主たる目的であります。この審議会はここにも書いてありますように、民間の学識経験者並びに関係各省の役人等が入りまして、たしか四十五人以内で構成することにいたしております。これは一つであります。それから中央にもう一つ再評価調査会といふものを設置するのであります。これは主として具体的なケースに対する再評価に関して、問題のある事項を取り扱います。

置する」といたしております。それから各国税局ごとに地方の再評価調査会を設置するのであります、これは原則として、これもやはり具体的なケースに対する再評価に関する事項を取扱うということになつておりますが、これは、たとえば再評価をしたもののが一定の報告書を政府に提出するわけござりますが、政府がそれに対しまして調査をして、遠つた決定を行つた場合、それに対しまして異議があるような場合にはおきましては、すべて再評価調査会の諸問題を経まして、それ／＼その処分を決定して行くことに相なるのであります。それと更正決定等に関する重要な事項に関しましては、それぞれ国税局長、国税庁長官は必要に応じまして諮問することにいたしておるのでござります。大体さのような構成になつております。

○高橋(新)政府委員 二十四年度分の報告はまだとりまとめてないのであります。二十二年度と二十三年度分の報告は入つておりますから申し上げます。二十二年度においては通報を受けました件数が九千六百二十八件でござります。そのうち実際に調査いたしましたのが六千二十件、なお第三者者通報によりまして、報奨金を出す建前になつておられます。が、報奨金を出しました件数がそのうち四十九件、金額が二百万一千円でござります。二十三年度におきましては、第三者者通報を受付けました件数が二万三千四百件であります。そのうち調査の価値ありと認めまして、調査をいたしました件数が一万二千七百十三件であります。こうしてこれに対して報奨金を交付いたすことに決定いたしましたものが二百九十四件、金額にいたしまして一千九百三十三万五千円であります。なおそのほかに国税庁で受けましたものが二十三年度において三十六件、そのうち調査をしたもののが十四件、報奨金の決定をしたものが六件、金額で百万五千円というふうです。

○高橋(衛)政府委員 第三者通報制に  
よりまして、税務官厅といたしましては  
相当多数の資料を実際にいたしております  
ので、これに基いて調査しました  
結果、相当の脱税を発見して参つてお  
るのであります。従つて今後もこの制  
度はぜひ続けて行きたいと考えておる  
次第であります。なお受付件数に対し  
まして調定した件数が約半数になつて  
おるのでございますが、大体経験者が  
見ますと一見して大体価値のあるも  
の、しからざるものと区別ができるの  
であります。最近は漸次具体的なよい  
通報が出て参るようになつたのであり  
ます。先ほど数字を申し上げました通り、  
たとえば昭和二十三年度において  
一万二千件の調査をいたしまして、結局  
その通報に基いて、これだけの脱税額  
が出了から、報奨金を差上げるという  
數は、わざかに二千四十九件であります  
。従つてなか／＼具体的な的確な通  
報がそう多くないということは、これ  
によつてもお察しができるかと思いま  
す。

なおただいま御質問の第三者通報  
制による何が弊害がないかといふお話  
であります、これは税務官厅側から  
は、そういうような弊害というものはない  
ただいまのところそう見当らない次第  
であります。ただ第三者通報制に興味  
をもつて、同一人で相当多数通報を出  
しておられる方は、ちよい／＼見受け  
るのであります。

○三宅(則)委員 ちよつと関連して申  
します。今通報ということでございま  
すが、私はこれにちよつと関連して、  
大上委員から了承したわけであります

が、税務署長に対しまして国税厅なりあるいは主税局から通報をいろいろとあります。それの一部分を本委員会に、委員長あてに写しを出していただきたい。これが必要だと思います。お出しにならぬようあります。が、申し上げておきます。

〔北澤委員長代理退席、委員長着席〕

もう一つ申し上げておきたいことは、これは各会社が税務署に対しまして、税務署から会社の設立当初の貸借対照表、財産目録、株主名簿を出せとうことで出したにかかわらず、三箇月たつてからまた出せといつて来ておる。これははなはだ不都合であります。が、事実の通報に関連するものであります。ですが、これは税務署において必ず各会社の出したものはきちんとしまつておくれることにしてくださいと思ひます。

○高橋(鶴)政府委員 御承知の通り通牒は非常に膨大にわたっておりますので、これを全部確かめるということになりますと相当の時日を要しますので、できればそのうちどれが必要だということをお話ください。されば、その分だけでしたらきわめて迅速に差上げることができます。なお從来課題類はあまり公表してなかつたのであります。が、国税庁から発送いたしましてから、国税庁報にほとんど大部分掲載いたしまして、これは一般にも配付と申しますか売り出しておりますので、これによつてよく御承知を願いたいと思います。なお後段の何回も申告書をとるという問題については、これは以前そういうことがありました。これが以前そういうことがあります。が、申し上げておきます。

まことに恐縮しておる次第であります。が、各税務署における帳簿の整理、その他株式の書類の整理をきわめて嚴格にいたすようにして参つておりますので、今後は漸次そういうことの絶滅を期するよろにいたしたいと考えます。

○川島委員 それからなお伺いしますが、これは五十万以上の所得者を税務署ごとに公示するということなんですが。これは五十万以上の所得者は例外なく公示をするのか、それとも五十万以上の所得者にして滞納等があつた場合に公示をするのか、その点はどうなりますか。

○平田政府委員 これは本人の確定申告額が五十万円以上の者については、一種の開籍簿をつくりまして、それを公衆の目のつきやすい場所に置いておくといふような方法によつてやりますので、全部やるわけであります。

○川島委員 それからまた少しこまかくなるのであります。これは酒税の関係であります。国税長官がおわかりかどうか、わかつておれば幸いなんですが、最近農村における報奨酒類の辞退が非常に重なつて參つておる。それで酒その他のを合せて先般の新聞紙上で見ますと、全体で金額にすれば十億にもなつて來ておるといふような新聞なども見て、いかに農村が報奨の酒すらも受取れない困難な事情になつて來たかということを証明するに倣するもので、現在こういつたものについてどうのくらい辞退の数ができるおるのか。それがわかつておれば示してもらいたいのです。

それからもう一つは、ついでに申し上げますが、酒類に対しても一般的に加算税をつけた酒類を出すというこ

とになつておる。高級料理店や何かの、非常に困難でありますし、またその目的等から考えましても、酒税確保の上あります。ことに一般労働者がひんびんとして活用いたします大衆酒場、こういつたところの酒類に対して加算税をつけるということは、どうか

という感じがいたすのであります。その事柄について何か政府は別途に処置するといふような考え方がないか。研究する余地がないかどうか。それをちゃんとお尋ねしておきたいと思います。

○高橋(篤)政府委員 農家に配給いたしました酒の辞退の数量は、ただいまここに報告を持つております。来年度におきましては、従来辞退の数量が相当多いということを聞いておりますので、配給の方法を研究いたしまして事前に大体の計画を立てて、その必要な都度差上げるといふうなことにして合理化して行きたいと考えておりま

す。従来は植付のときにいたしまして、も刈入れのときにいたしましても、

実はその配給の時期が非常に遅れましたために、ほんとうに必要なときに配給がない、ということがありましたので、そのためには、どういうふうにこれを貸與しないで、どういうふうな使用料をとつておるかというようなことをお聞きした

○竹村委員 ごの際資産再評価の点で問題になつておるところを質問しております。ですが、賠償指定期間をうきたいのですが、賠償指定期間というものは、再評価から除外されておるのでは、大部分解除を最近やつておるよ

うでございますから、それによつて解消するのではないか、こういう考え方申上げておきます。

○竹村委員 ごの際資産再評価の点で問題になつておるところを質問しております。ですが、賠償指定期間をうきたいのですが、賠償指定期間というものは、再評価から除外されておるのではなくて、どういうふうにこれを貸與しないで、どういうふうな使用料をとつておるかというようなことをお聞きした

○平田政府委員 賠償指定期間の状況につきましては、もしも必要があるとすれば、関係者から説明しないとなか／＼簡単に御説明することはむずかしいかと思います。特にこの税法の御審議の上におきまして、そういう必要があるかどうかわからませんが、適当な機会に別途に御説明するようになりますが、これは解除がきました際に再評価をするといふ考えでございます。

○竹村委員 ごの際資産再評価の点で問題になつておるところを質問しております。ですが、賠償指定期間をうきたいのですが、賠償指定期間をうきたいのですが、これが資産再評価をいたします。この方法によりまして利益を上げるようになりますが、それで償却をやつて行くことになるんじゃないかと考えます。

○竹村委員 それは別の機会にまた詳しく述べます。それは別な機会にまた詳しく述べます。これは黒字の会社が難で赤字になつておる会社がある。こういう場合には資産再評価をやりました。関係において、一休今まで補修費等を名目的に計上いたしました。そして、著しく御質問するといつたまして、続いでもう一つお聞きしておきたいのは、たとえば従来の会社で大体減価償却ができないので、補修費等の形で資産を償却していく、こういうふうな会社が非常に多いのです。これは黒字の会社がです。他面もう一つは非常に経営が困難で赤字になつておる会社がある。これによりますれば高くするか、いずれかの方法によりまして利益を上げるようになりますが、それで償却をやつて行くことになるんじゃないかと考えます。

○竹村委員 もう一つ続いてお聞きしたいのですが、たとえば現在の農村の農業協同組合の經營は大体赤字經營であります。これが資産再評価をいたします。と、もちろん協同組合の持つておるのと、赤字で非常に困つておる会社が大したものじやない。家屋とか脱穀機、そういうもののだらうと思いますが、それを再評価いたしました場合は大したものじやない。家屋とか脱穀機において何とか補填することになると思いますが、勢い今度は償却は大きいものが出て来る。従つてまた赤字が累積するわけですが、こういうものは結局は資産再評価をやらない方がほんとうは堅実じやないかと思ひます。これに対してもひとつ御見解を伺いたい。

○平田政府委員 今のお話の、赤字にかかる外して、解除されたときに再評価をするといふことはもちろんわからぬが、これはその点につきましても、修繕費に該當すべきものであるか、あるいは資本の支出しに該当するものであるか、從来

はおそらく再評価はできないと思いま  
す。そういう企業の場合におきまして  
は、たとえば設備等の場合におきまし  
ても、ほんとうに価値を評価します  
と、いわゆる陳腐化しておるといふよ  
うなものに該当するかもしれないと思  
うのであります。そういう企業はで  
きない、あるいはやらないといふのは  
いたし方なかろうと思います。しかし  
大体の場合においては、今は利益がな  
くとも、とにかくこれだけ物価水準が  
高くなつておりますから、現在の物価  
水準にある程度まで合せまして償却し  
まして、それで企業をやつて行くとい  
うことでなければ、ほんとうの企業の  
維持発展はとうていできないのであり  
まして、むしろできないというのであ  
りません。むしろできないというのであ  
りません。むしろできないというのであ  
りません。むしろできないというのであ  
りません。むしろできないというのであ  
りません。むしろできないというのであ  
りません。むしろできないというのであ  
りません。むしろできないといふのは、  
企業の運営者とのべき道ではなかろう  
かと考えます。今利益がない場合にお  
きましては延納を認めますから、再評  
価しても再評価税を納めるために困る  
ということはございません。五年先に  
なりまして再評価額を出資等に振りか  
えます場合に、その機会に延納になり  
ました税額を納めもらえばよいとい  
うことに相なるのでございます。従い  
ましてそういう企業の場合におきまし  
ても、何とかひとつぶらし努力され  
まして再評価されてやはり償却をし  
て行く。それによつて初めてほんとう  
に企業の維持ができる。こうしたこと  
になるのではないかと考える次第であ  
ります。

な企業は再評価いたしまして、減価償却をやつて行くということになりますならば、非常に資本の蓄積になるけれども、結局におきましては一体現在赤字で、しかも将来も物価でも上げ——購買力がふえれば上げたらいのですけれども、そう上げてもしようがない。結局は、今企業というものが、あまり大してこれによつて資産の蓄積どころか、結局は何もならないということになるのですね。

の要求の経営者との交渉の際に、やはり減価償却をどのように見るかと、いうことが団体交渉などのときには、応論争の中心になつたのであります。従つて今度再評価され減価償却が法的に大きくなつて来る。従つて今度賃金上げ等の場合におきましては、この減価償却をめぐつて、こういふうちに減価償却をしなければ、経営が立つて行かぬのだからという形で、勢い労働賃金が抑えられて来ると考えられる、そういう点から考えましても、この再評価審議会あるいは再評価調査会といふような構成に対しましては、ここに働いておる労働者諸君とも大きな関係があると思うのですが、そういう場合に労働組合等の代表をここに入れるという点が、入れられておらないのですござりますが、これは入れる方がいいのじやないかと私は思うのです。これに対する御見解を承りたいと思います。

か何かが、地方におはづくられておつたと思うのですが、これの結果は地方においてはあまり芳しくなかつたとわれ／＼は考えております。今度のそういうような資産再評価に対するいろいろな機関をつくられました場合に、それと同じような結果に終らないかと考えるのですが、これに對してどういうふうに考えておりますか。

○平田政府委員 今度の資産再評価は、御承知のように任意でございます。これが最も最初のシャウプ報告通り強制的にやることになりますと、私は委員会の任務がきわめて重大なものになつて来ると思いますが、任意になりましたので、役所におきまして申告を認めないというは、どちらかと申しますと過大評価になりますから、償却決定を認めないと、いう場合が大多数だらうと思いますが、そのようなことは最近の状態等から考えましても、そう多くはないのではないかとうございます。従つて調査会はもちろん必要がある場合におきまして、適当な意見を出さということになりますが、それほど困難なことではないと私ども考えておるのであります。

○竹村委員 先般からいろいろ質問申し上げて、大体政府の方針もわかつたのであります。また昨日奥村委員から大臣に尋ねられましたて、大体大蔵大臣の考え方をおられる意図もわかつたのであります。併せてお申告の問題です。この予定申告をする場合におきましては、前からもいろ／＼問題になつております。すように、前年度の所得を下らないと

いうことが、一応原則になつておるのですが、大蔵大臣はこれに對しては非常に心配したので、個々の税務署長にも十分実情を調査して、そういうことながらしめるようには話をしたい。そういふような方法をとりたいといふうに言つておられるのでござります。また局長さんはこれは予定申告だから、確定申告のときにはそれだけ引いたらいじやないかと簡単におつしやるのでございますが、しかしこのことはやはり一応重大な問題でありますので、特にこの際明らかにしておきたいのは、こういう個々の実情において実際に昨年度よりも少いということを認定するのは、やはり税務署長さんがおやりになるのか。あるいは前からの質問においては、政府がこれを指示される場合もあるのですが、政府が一方的に認定した場合においてしかおやりにならぬのか。あるいは民間のどなたかの意見をお聞きになつて、事実昨年度よりも所得が減少している場合は、そういう処置をおとりになるのか。これだけを明らかにしておいていただきたいと思ひます。

情勢をよく取調べまして、極力適正な運用をはかることに努力いたしたいと考えておるのであります。諸般の情勢を調べる場合に、もちろん各方面の実情をよく調査し、意見も聞くといふことは大切かと考える次第であります。

○竹村委員

もしその場合に税務署長にそういうことを申請しても、いや昨年度よりも多いのだというように意見の相違した場合においては、納税者は一体どういうふうな処置をとつてこれを防ぐですか。

○平田政府委員

税務署長が承認しないことに対しまして不服があります。場合におきましては、再調査、審査ができるわけであります。たゞこれは先般から言つておりますように、災害等によりまして所得が減少すると認められたとき、それから前年の実績に対して二割以上減少すると認められる場合、この場合は税務署長が承認與えなければならぬというふうにおきまして、それに対する異議がありますが、こういう場合には、普通の更正決定に対する同じように、再調査、再審査等ができるわけであります。

○竹村委員 最後に一点お聞きしておきたいのですが、大体大蔵省の方では、職前たとえば昭和六、七年と現在とで、いわゆるいろ／＼な物価指數というものをどれだけ——もつとはつきり申し上げますと、昭和六年なら六年のある時期を一〇〇とするならば、現在ではどれだけに上つておるか。どれだけ上つておると考えていろ／＼な見込みを立てておるか、お聞きしたいのです。

○宮原委員 あらためてここで申し上げることもな

かろうと思ひますが、あらゆる統計に

そういうものが入つております。

○川野委員長 宮原喜助君。

○宮原委員 もう最後のようになりますから、簡単に二、三点お伺いしたい

と思います。

業者の団体の団体交渉というものが現にまだ行われておるようになります

して、現に組合なんかにおける役員、

たとえば理事長なり組合長なりが相当

の業績を上げているにもかかわらず、

実際の末端の業者、そういう人たちが

非常に税が重い、こういう不公平な問

題があります。國体役員が税務署に出

かけて行つて、そつとして他人の税の輕

減とか、自分の税の軽減をやつてお

ることでなくしてこういうことをやつてお

ることは、非常に不合理に思つてお

ります。それからまた今度の割当の問題

を下して来ておる例がたくさんあります。

○高橋(新)政府委員 いわゆる団体交渉と申しますのは、シャウブ勧告においても禁じられておりまし、本来税は各個人の所得を正確に把握して、また算定の基礎に使い得ない程度の場合におきましては、権衡でありますとあるいは外形標準とかいうものによつて、何とかして所得の実相に近いものを把握して、所得の決定に努めておられます。

○宮原委員 ただいま長官からお話を伺つたのであります。昨年度の仮更

正決定に対しまして異議の申請をしてお

られたのですが、事実その異議の申

請を出したにかかわらず、調査に來な

いで、ある甘味喫茶協同組合では頭割

りで割つて来られて、そして仮更正

決定よりもなお三割もふやして来てお

るのが大分あるようあります。組

合員または団体員の所得を重くすると

いふうな方法も、漸次努力をいたし

ましても努力のしがいがないというよ

うな状況に相なつて来てるかと思う

のであります。たゞしかしながらいろ

いろその業界の状態により、またはい

るいるな資料をいただくという面につ

きましては、現在の税法においてもそ

れぞれ諸問をする権限も與えられてお

りますし、また税務官厅といたしまし

てはできるだけ多数の資料を收集し

て、そしてできるだけ正確に所得を決

定するということが理想であります。

次に修理費の問題ですが、修理費と

いうものは、大体大きな修理は資産勘

定を入れて、何年かで償却するのが普

通の経理の処置ですが、單純に経費に

落すのと資産勘定に入れる場合は、

その場合によつて違うだらうと思いま

すが、これは何か限界があるものでし

ます。よろしく

○平田政府委員 修理費と資本的支出の限界は、りくつはいる／＼会計学者が説明しておりますように、いろ／＼な

点があるのです。大体資産の流

動性の価値を増加しまして、耐用年数

があるのです。資本的支出だといったよ

う定義——いろ／＼な定義がございま

すが、実際問題としましてはそういう

ようなものに照しまして、極力適正を

期したいと努力しております。今回な

どの評価減を立てるということでも、も

ちろん税法上可能でございます。

○宮原委員 それから官吏の転任だと

か、会社員の転任の場合によく起きる

問題ですが、たとえば青森県におつた

官吏が東京都に転任になつた。それがた

めに青森県で持つておつた家屋を売却

して、東京で買わなければならぬとい

うような場合に、一處青森県で売つた

であります。なお昨年以来百万円以上の所得者、いわゆる大口所得者という

のは全部調査課の主管になりまして、

全部実額調査によつてこれを決定する

という方法をとつております。しかも

大体の傾向を見ますと、これらの団体

の幹部になられる方が、大部分は調査

課の主管に移つておりますので、従つてその幹部の方の所得を少くして、組

合員または団体員の所得を重くすると

いふうな方法も、漸次努力をいたし

ましても努力のしがいがないとい

うよ

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

譲渡利得といふものは、必ず所得税に加算してとられるものでしようが、それとも他の家を買った場合は、それと相殺してこれに税をかけないものでしょ  
うか。

○平田政府委員 資産につきましては、全部持つている資産は、譲渡あるいは相続その他で他人に譲りましたときに、譲渡所得を課するという原則にしておりますので、買いかえた場合におきましても、当然それに対し所得税が出て来た場合には課税するのであります。

起きて来ると思うのです。たとえば十  
坪の家を十万円で売却した。ところが  
また今度東京に来て十万円の家を買う  
という場合には、やはりこれは利得に  
なるのでしょうか。

○平田政府委員 今までではインフレに  
よる値上がりによつて相当利益があつ  
て、譲渡価格が高くてこれに税がかか  
つた。非常にそういう問題が出たので  
あります。が、今回は御承知の通り、税  
によつては再評価税だけを課する。も  
ちろん再評価額を越えて高く売つた場  
合には、所得が出了ものとして課税す  
るのであります。が、再評価額以下の場  
合には課税しないのです。しか  
し、いずれにいたしましても、そういう  
ふうに財産を一ぺん処分しました場合  
におきましては、これに対する所得税  
を課税するということが、適当であろ  
うと考えておるのであります。なお從  
来はそのほかに不動産取得税がありま  
して、買ったものは不動産取得税がか  
かるということで、ものの売り買いが  
あると税の負担が重くてものの流れを

阻害していたのであります。今度の税法によりますと、そういう点は従来よりも非常に改善が行われておるものと考えます。

○前尾委員 時間がありませんから各税について一点ずつだけお聞きしたいと思います。所得税につきましては、六十二條の四に私非常に奇怪な條文を見ておりますが、それは御承知のように財産の明細表の不提出の場合に、加算税をかけるということであります。もちろんシャウブ勧告案にありますように、財産明細表を出すのはよいのであります。それに対して一万円の加算税をかけるということに私は非常な疑問を持つておるのである。もちろん秩序罰としてある程度の罰金とか、秩序犯の刑罰を科しておつたのであります。が、どうも税法上のこの種の義務に対する態度は秩序罰が必ずしも目的を達成しない。場合によりましては苛酷になりますて実際上は適用できない場合もあるというので、むしろこの種のものにつきましては、そういう一つの民事罰という形で勧行をした方がよいのではあります。こういう制度も一つのおもしろい制度だと考えております。運用上相當いい結果を生ずることを私は期待いたしております。

○前尾委員 これ以上は追究いたしません。もう一つ所得税につきましては從来刑事罰、民事罰を両建て課税しておる。しかし最近のあの小久保産業などとの判決を見ましても、はたして民事罰をかけたあとで、また刑事罰を両建て併科して行くということについて、私非常に疑問を持つておるのであります。が、この税法でもそれが解決されない。それに対して主税局長の御意見を伺いたい。

○平田政府委員 大体民事罰を科する方がむしろ軽い方だと考えております。従いまして脱税犯として刑事件件になるような場合は、大体民事罰も科するような場合に該当するのではないか。従いまして刑事罰にはならないが、重加算税だけはかかるという場合は相当あるうと思います。これに対しまして、重加算税がかかるほかに、悪質のものに対しましてはそれより懲役刑あるいは罰金刑等を科する場合がある、このように考えております。

○前尾委員 二重制裁については私は常に議論があるのでありますが、その点も省略いたします。次に法人税につきましてただ一点お伺いしておきたいのであります。が、今度同族会社が非常に機械的な行き方で同族会社とみなされるわけです。そちらして積立金については五十万円に限つて二%、五十万円を越しますと七%，そこに非常な差がある。五十万円といふ額が、そこに引かれておるのであります。が、資本金その他の関係は如何考慮されていない。その課税を受けるということになります。

○平田 政府委員 五十万円で限界いたしましたのは、所得額等々の負担を考えまして、少額の法人に対しましては同族会社の場合といえども、加算税まで課する必要はないからというので、大体五十万円の限界について同族会社の加算税を課するよういたしました。これはその程度にいたしますれば、大体個人との間の均衡もかなり得るのではないかということが主たる理由であります。

○前田 委員 次に資産再評価について一、二点御伺いしたいと思います。第一は株価の再評価の場合の基準につきまして、従来株式指數と申しますか、株式だけ特別のやり方でやるよりに考えられておつたのであります。それが消費者の物価指数を使うことになります。その理由と、そうしてそれによつてどの程度の差異が出て来るかについてお聞きしたいと思います。

○平田 政府委員 株価につきましては、消費者物価指数をとることにいたしておるのであります。消費者物価指數は一般的の購買力を示す指數としてこれを採用いたします。従いまして株式につきましては、ある年に投資したもののが、それを回収した年に最初に投資した貨幣価値で計算するなら採用いたしましたのであります。従いまして株式につきましては、ある年に投資したものが、それを回収した年に最初に投資した貨幣価値で計算するならば、ほんとうに利益があるかないか、こうしたものとして譲渡所得と申しま

すのが、一番よいのではないかといふ考え方でありますので、私どもはやはり株式につきましては消費者物価指数をとる方が一番妥当ではないか、こういう考え方なのであります。株式でありますと、單に株価の指數といふものがありますが、これは増資その他の關係から見まして、必ずしも実際の株の価格を反映いたしておりません。実際の指數はこの指數よりも若干下まわつておるかと思います。理論的にはやはり消費者物価指數の方がよいではないかという考え方であります。その思想を引延ばすと、土地につきましても消費者物価指數の方がよいのではないかという考え方もあり立ちますが、これはやはり土地の中におきますいろいろな増減値上げ等の關係もありますから、まず土地価格指數によつた方がよいのではないか、こういう考え方であります。

たすることは法律上別に禁止いたしてお  
りません。

○前尾委員 次に償却済みの資産についての再評価ということは考え方られておりますかどうか。結局残存価格までになつたものについての再評価ができるかどうか。

○吉田(信)政府委員 お答え申し上げます。現在法人税法で、償却の場合には十分の一は残することを原則といたし

は、それを再評価することになつてねります。なお法人が自分の会社計算で十分の一以上に償却して、簿替してしまつたという場合においても、税務計算で否認されて今の十分の一が残つておるというような場合には、その否認されて残つておるところの十分の一まで残つておる残存価格がござりますれば、それを再評価することになつてねります。

一にござりて、再評価いたしましたが、  
いうことにいたしております。それから  
さらさらには再評価いたしました場合に十  
分の一しが残つておりますと、これで  
を再評価しましても今後減価償却がで  
きないと、いうことで、再評価した利益が  
を受け得ないというおそれがあります。  
一まで減価償却を認めるという特例を  
設けております。

○ **河田委員** まだ地方税の法案あるのは平衡交付金の法案などは出ておりませんけれども、これは大蔵委員会と云ふましても、国税の改正と同様に、地主税につきましても相当関心の深いものがあるわけなのであります。従つて、これを委員会が開催される直前に提出されましても、これを見るのにも相当時間がかかりますので、地方行政委員會

へ出されておる程度のものでもけつこらでござりますか、地方税法案及び

ございませんか。

○川野委員長 幡野委員長 御異議がないようではありますので、九税法案に対する質疑

ました附加価値税その他の新税、ある  
は終了といたします。  
は終了といたします。

は古事記などの資料を基礎資料、これを要  
する。この積算になる基礎資料、これを要  
する。これを議題として討論採決に入りたいと  
思ふ。

おきまして、次に審議されます見返り  
水したいと思ひます。なお本委員会は  
思ひます。  
それでは本日はこれにて散会いた一

資金の問題であります。これにつきましては審議を早める意味からも、概要として午後零時四十三分散会議を行ないます。

○平田政府委員 資料につきましては、できるだけ調整して提出いたすが、業であります。これに対する貸付資料と、これの資金の貸付、特に私企の内容、金額、こうしたものの先、金額、條件、こういうものの資料を御提出願いたいと思います。

とにいたします。

第七回國会衆議院大蔵委員會議錄  
第十九号中正誤

第二項  
第一二五  
同條第二項  
中  
第三四至第一二五  
乃第一三至第一二五  
改第一二五至第一二五  
第一二五至第一二五

第七回 国会衆議院大蔵委員会議録  
第二十五号 中正誤

貢段行 誤 正

九四二〇 再評価前  
三下八 第二房  
第四房 再評価目

卷三十六 第四十七條 第四十六